

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を21年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から22年6月1日まで

私は、昭和20年3月に学校を卒業し、同年4月から株式会社Aに入社し26年7月まで勤務した。厚生年金保険の加入についてはっきりとした記憶は無いが、厚生年金保険の加入記録が22年6月1日からとなっていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和20年4月1日から株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、申立人と同日に株式会社Aに入社したとする同僚5人のうち連絡が取れた二人は、「1年間の試用期間の後に正社員になり社会保険に加入した。申立人のみ厚生年金保険の取扱いが違うことは考えられない。」と述べているところ、当該同僚5人はいずれも入社から1年後の昭和21年4月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、ほかの同僚は、「保険料控除は入社して1年後からだったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同日に入社したとする同僚の記録から、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、株式会社Aでは、当時の資料は残っていないため不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間について、株式会社Aでは、「当社で保管している申立人記載の履歴書から、20年4月1日から勤務したと思われるが、ほかに資料が無いため、厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、前述の申立人と同日に株式会社Aに入社したとする同僚5人のうち、連絡が取れた二人は、「1年間の試用期間の後に正社員になり社会保険に加入した。」と述べている上、当該同僚5人は、いずれも入社から1年後の昭和21年4月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では入社後1年間は厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑦のうち、昭和51年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月1日から同年12月23日まで
② 昭和45年8月16日から同年11月25日まで
③ 昭和48年8月20日から49年4月1日まで
④ 昭和49年5月1日から同年6月10日まで
⑤ 昭和49年8月23日から同年12月19日まで
⑥ 昭和50年4月3日から同年11月19日まで
⑦ 昭和51年4月28日から同年6月1日まで

私は、申立期間①について、B市町村のC事業所で仕事をした。

申立期間②については、D都道府県のE事業所に、申立期間③及び④については、F株式会社の下請けだったG都道府県のH株式会社に、申立期間⑤及び⑥については、G都道府県の有限会社Iに、申立期間⑦については、J市町村のA株式会社に、夫と一緒に出稼ぎに行き、私は現場のK職として働いた。

申立期間①の事業所は、社長が立派な人だったので厚生年金保険に加入させてくれたはずであり、申立期間②から⑦までについては、一緒に出稼ぎに行った夫の厚生年金保険の加入記録は無いが、申立期間②から⑥までの事業所では、出稼ぎ労働者であってもK職は厚生年金保険に加入させていたと思うし、申立期間⑦については、厚生年金保険の加入期間が勤務した期間より2か月短くなっているのを、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑦について、雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

一方、A株式会社が保管する労働者名簿では、申立人は、昭和51年5月1日付けで同社に雇用された記録となっていることが確認できる。

また、A株式会社では、「当時の資料が無く、出稼ぎ労働者の厚生年金保険の取扱いは不明。」と回答しているものの、上記の労働者名簿により、申立期間⑦当時、同社において申立人と同じ職種のK職として勤務していたことが確認できる女性従業員6人について、オンライン記録の厚生年金保険の資格取得日、労働者名簿に記載された雇用日及び雇用保険の資格取得日の日付をみると、6人全員の厚生年金保険の資格取得日及び労働者名簿の雇用日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑦のうち、昭和51年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和51年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間⑦のうち、昭和51年4月28日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に勤務していたことは確認できるものの、上記の労働者名簿の記録では、雇用日は同年5月1日となっている上、同じ職種（K職）の同僚6人の記録によると、労働者名簿の雇用日及び厚生年金保険の資格取得日は全員（申立人を除く）が一致しているほか、雇用保険の資格取得日と労働者名簿の雇用日とは一致しない者がみられる。

また、A株式会社では、「労働者名簿以外に資料は無く、出稼ぎ労働者の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

3 申立期間①について、申立人は、「C事業所で働いていた。」と主張しているところ、事業所名は不明であるが、同一期間の雇用保険の記録が確認できる。

しかしながら、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同事業所がL株式会社に社名変更した後の昭和46年8月1日であり、申立期間当時は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、当時の従業員は、「私は昭和40年頃から勤めていたが、申立期間①当時は個人経営で厚生年金保険には加入しておらず、保険料控除も無かった。私が厚生年金保険に加入したのは、会社が厚生年金保険の適用事業所となった46年8月1日からである。」と述べているところ、オンライン記録から、同人が同日にL株式会社において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、C事業所における同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

- 4 申立期間②について、事業所名が不明である同一期間の雇用保険の記録、及び申立人が所持する出稼労働者手帳の記録から、申立人は、E事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、E事業所が厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない上、申立人が所持する出稼労働者手帳に記載された同事業所の代表者は、申立期間②の前後期間を含めて国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、E事業所の所在地を管轄する法務局に法人登記簿の有無を確認したが、法人登記は無く、代表者の連絡先は不明である上、申立人は同事業所での同僚の氏名も記憶していないため、これらの者から申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

- 5 申立期間③及び④について、雇用保険の記録から、申立人は、H株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、H株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年12月1日であり、申立期間③のうち、同年8月20日から同年11月30日までの期間は、適用事業所とはなっていないことが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった後において、申立期間中に資格を取得した者は、適用事業所となった同年12月1日に資格を取得した6人（代表取締役とその妻及び正社員4人）のみであり、出稼ぎ労働者とうかがえる者の加入記録は確認できない。

また、申立人が同僚であったと記憶する者は、「当時、H株式会社の現場でK職として働いていた。厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と述べているところ、同人は申立期間③及び④において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、H株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

6 申立期間⑤及び⑥について、雇用保険の記録から、申立人は、有限会社 I に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、有限会社 I では、「当時、出稼ぎ労働者については、雇用保険には加入させたが、厚生年金保険には加入させていなかった。また、出稼ぎ労働者の中で K 職だけ厚生年金保険の取扱いが異なることもなかった。」と回答している。

また、当時の複数の従業員は、「出稼ぎ労働者の社会保険の取扱いについては、不明である。」と述べており、申立人の有限会社 I における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、有限会社 I に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間⑤及び⑥において、出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入記録はみられない上、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

7 このほか、申立期間①から⑥までの期間及び申立期間⑦のうちの昭和 51 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 58 年 3 月まで

私は、町内会の集金人をしていて女性に勧められ、昭和 45 年 3 月頃に国民年金に加入し、毎月集金に来ていた同人に保険料を納付した。同人が病気で集金できなくなってからは、その夫や息子の嫁が 63 年頃まで集金に来ていたと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料については、毎月集金に来ていた女性の集金人に納付していたが、同人が病気で集金に来られなくなってからは、その夫や息子の嫁に納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和 47 年 6 月 28 日に国民年金に任意加入し、56 年 9 月までの保険料は納付済み、56 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料は未納、58 年 4 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失した記録となっていることが確認できる。

また、申立人と同じ町内に居住し、申立人と同様の加入記録及び納付記録（国民年金に任意加入し、昭和 56 年 3 月までの保険料は納付済み、その後は未納、58 年 4 月に任意加入被保険者資格を喪失）となっている者は、「国民年金保険料の集金に女性の集金人が来ていたが、この集金人が来なくなった頃から保険料を納付していない。この女性の集金人以外の方が集金に来たことはない。」と証言している。

さらに、上記の集金人の息子の嫁は、「義母は昭和 56、57 年頃から寝たきりになり、国民年金保険料を集金することができなくなったが、その後も義父が集金していたかどうか、私自身も集金をしていたかどうかについては、はっきりとした記憶が無い。」と述べており、申立期間当時、同じ町内に居住し国民年金に加入していた複数の者からも、女性の集金人が来られなくな

った後、その夫や息子の嫁が集金していたとする証言は得られなかった。

加えて、A市町村が保管する申立人の国民年金資格台帳においても、申立期間は未納の記録となっている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年4月までの期間及び50年3月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から49年4月まで
② 昭和50年3月から51年3月まで

私が20歳になった昭和46年*月当時は学生で、A市町村に居住していたが、父が私の国民年金の加入手続をし、49年3月まで保険料を納付したと思う。

私がB市町村に転居し、C事業所に就職しD共済組合に加入するまでの昭和49年4月分と、E市町村に転居した50年3月から51年3月までの国民年金保険料は、私が納付したと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私が20歳になった昭和46年*月に父が国民年金の加入手続をして、49年3月までの保険料を納付し、同年4月の保険料は私が納付した。」と主張している。

しかしながら、戸籍の附票から、申立人は、昭和45年4月13日に実家のあるB市町村からA市町村に住民票を異動し、49年4月1日にB市町村に住民票を異動していることが確認できるところ、B市町村及びA市町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、B市町村及びA市町村において申立人が国民年金に加入した記録は無いことから、申立人は、申立期間①において国民年金に加入していないため、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間②について、申立人は、「C事業所を退職した後、E市町村に転居し国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、E市町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に国民年金手帳記号番

号が払い出された事実は確認できない上、E市町村において申立人が国民年金に加入した記録は無いことから、申立人は、申立期間②において国民年金に加入していないため、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

平成7年5月にA市町村役場B出張所に婚姻届を提出した際、国民年金の加入を勧められ加入手続をした。その際に2年前まで遡って納付するように言われ、郵送されてきた納付書で30万円近い保険料を分割で納付した。

平成7年5月に加入手続をしたのに、年金手帳の交付年月日が9年4月14日になっている上、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成7年5月にA市町村役場B出張所に婚姻届を提出した際に国民年金の加入手続をした。その後、2年間遡及して申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録から、申立人の基礎年金番号が付番されたのは、平成9年4月14日であり、昭和62年*月*日に遡及して国民年金の資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳に記載された基礎年金番号と上記の基礎年金番号とは一致しており、年金手帳に記載された交付年月日もオンライン記録において基礎年金番号が付番された日付と一致していることから、申立人が国民年金の加入手続をしたのは平成9年4月14日であったことがうかがえる。

また、申立人は、「国民年金の加入手続をした後、2年間遡及して申立期間の保険料を納付したが、その後に遡及して保険料を納付したことはない。」と述べているところ、オンライン記録から、申立人が遡及して取得した期間のうち、平成7年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立人が2年間遡及して納付したとする国民年金保険料は、当該期間の保険料である可能性が高

いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月
20歳当時、私は大学生だったので、親が私の国民年金の加入手続をし、平成4年度については申請免除が認められたが、5年度からは申請免除が認められなかったので、1年分の保険料をまとめて納付したと聞いている。
申立期間の1か月だけ未納となっていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとされるその母親は、「申立期間を含む1年分の保険料をまとめて納付したと思う。」と述べているところ、オンライン記録から、申立期間直後の平成5年5月から6年3月までの保険料を7年6月14日に過年度納付していることが確認できるが、過年度納付した時点では申立期間は時効であり、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から49年3月まで
昭和42年*月に母が私の国民年金の加入手続をし、自身の保険料と一緒に私の分もA市町村役場B支所で納付していたと聞いた。私が45年9月に結婚してからは、妻が夫婦二人分をC金融機関で納付していたが、私の国民年金の記録が無い。一緒に納付した母や妻の記録があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年*月に母が私の国民年金の加入手続をし、私の保険料も一緒に納付し、私が45年9月に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、49年9月13日であり、20歳到達時の42年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の母親及び妻は、申立人の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までの期間については過年度納付が可能であったが、国民年金現金納付者名簿を確認したものの、過年度納付した記録はみられない。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親及び妻は既に死亡しており、納付状況等について聴取す

ることができない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から56年12月まで
申立期間の国民年金保険料は、母が毎月集金人に納付したが、私の記録は未納となっている。一緒に納付した母の記録は納付済みとなっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料について、母が毎月集金人に納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和56年5月29日（実際の加入手続は、申立人の前後に払い出された者の資格取得日の日付から、57年2月頃と推認）となっており、20歳到達時の54年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の母親は、申立人の保険料を集金人に納付することができなかったものと推認される。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和57年2月の時点で、申立期間のうち、56年4月から同年12月までの期間については現年度保険料として、55年1月から56年3月までの期間については過年度保険料として納付可能であったが、申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の母親は、「集金人には毎月1か月分ずつの保険料を納付していた。まとめて何か月分の保険料を納付したことはなかった。」と述べていることを踏まえると、これらの納付可能な期間の保険料を納付した事情はうかがえない。

さらに、A市町村において国民年金保険料の集金人をしていた者は、「市町村から集金対象者の名簿が配付され、当該名簿に基づいて集金していた。」と述べていることを踏まえると、集金人が国民年金の未加入者につい

て保険料を集金することはなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 7 日から 46 年 8 月 31 日まで
私は、昭和 45 年 10 月 7 日にA株式会社B工場から同社C工場に転勤したが、転勤後の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与より少ない金額になっている。
当時の給与明細書は保管していないが、転勤で給与が下がった記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 45 年 10 月 7 日にA株式会社B工場から同社C工場に転勤したが、転勤後の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与より少ない金額になっている。転勤で給与が下がった記憶は無い。」と主張している。

しかしながら、A株式会社の当時の労務担当者は、「C工場は昭和 45 年 9 月から操業を開始したが、当初は手当等を含まない基本給のみで標準報酬月額の届出を行い、翌年 9 月に手当等を含む標準報酬月額に改定した。給与からは社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。私も申立期間当時、関連会社からC工場に転勤したが、同じように申立期間の標準報酬月額が下がっている。」と述べている。

また、申立人がA株式会社C工場で厚生年金保険に加入した昭和 45 年 10 月の前後に、申立人と同様に同社B工場から同社C工場に転勤した 16 人の標準報酬月額の記録をみると、全員の標準報酬月額が下がっており、翌年 9 月の改定時に上がっていることが確認できる上、同社C工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、記録訂正された形跡はうかがえない。

さらに、A株式会社では、「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除等について確認するこ

とができない。

このほか、申立期間について、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。